

C

転勤→特別徴収継続の場合

記載例③

【注意】

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

茨城町長 殿		〔特別徴収者〕 給与支払者	所在地	〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地												年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
令和8年11月4日提出			フリガナ	マルマルショウジ(カ)												特別徴収義務者 指定番号	99999		
			氏名又は名称	〇〇商事株式会社												宛名番号	123456-7		
			個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	所属	経理課	
フリガナ	イバラキ ハナコ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異年 異動	異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法							
氏名	茨城 花子 旧姓(千葉)								年月日	1. 退職・長欠 2. 転勤 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収							
生年月日	昭(平)11年3月3日								年月日	右から番号を記入		右から番号を記入							
個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4								年月日	右から番号を記入		右から番号を記入							
受給者番号	2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4								年月日	右から番号を記入		右から番号を記入							
異動後の住所			72,000 円		30,000 円		42,000 円		年月日	右から番号を記入		右から番号を記入							

転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。

新しい会社で特別徴収を開始する月(11月)とその月割額を記載します。

◎転勤(転職)等による特別徴収を継続する場合には、次の欄に記載してください。(新勤務先で記入してください。)

1. 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者 指定番号	〔新規〕 法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4												新しい勤務先へは、月割額 6,000 円を 11 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
新しい勤務先		所在地	〒283-0000 千葉県東金市〇〇〇〇番地												受給者番号		
		フリガナ	マルマルショウジ チバシテン												納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		
		氏名又は名称	〇〇商事 千葉支店												1 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要		
		担当者 連絡先	所属 経理課 氏名 東西 太郎 電話 1234-56-7890 内線(123)														

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

2. 一括徴収の場合		理由	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、
		理由	2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	〇 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を普通徴収(給与所得者が直接納付)する場合は、次の欄にも記載してください。

3. 普通徴収の場合		理由	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村記入欄
		理由	2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
		理由	3. 死亡による退職であるため	

【提出先】 〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 茨城町 総務部税務課 住民税グループ

指定番号は市町村ごと
で異なります。

特別徴収税額通知書の
「摘要」に記載の数字を
必ず記入してください。

記載内容について応答
できる方の連絡先を記
入してください。

※年1月31日までに給与支払報告書(届)

※括弧の提出が必要です。